特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク

役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第１条　この規程は、特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク（以下「法人」という。）の倫理規定第７条第３項に規定する役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第２条　この規定は、この法人の役員に対して適用する。

(自己申告)

第３条　役員は、名目又は形態の如何を問わす、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に申告するものとする。

２．前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合、この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含む に関しても前項と同様とする。

３．理事である事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを代表に対して行うものとする。

(定期申告)

第４条　役員は、毎年６月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に申告するものとする。

(申告後の対応)

第５条　前３条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、他の理事と連携して申告内容の確認をした上、申告を行った者が理事又は監事である場合には、代表と協議の上、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

２．前項にかかわらず、第３条３項に規定する場合、申告を受けた代表は、事務局長を

務める者以外の理事と連携して申告内容を確認した上、必要に応じ、当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第６条　第３条又は第４条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は、法人事務局にて管理するものとする。

(改廃改廃)

第７条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は令和２年１２月１日から施行する。